

京都市告示第192号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成28年6月17日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
これえだ皮フ科医院	中京区竹屋町通り烏丸東入る清水町389番地	平成28年6月1日
三条おかざきクリニック	東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町442-9	平成28年6月1日
辻医院	山科区東野中井ノ上町18-2	平成28年4月18日
あさみ歯科クリニック	下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク1号館 地下1階	平成28年6月1日
スギ薬局梅津調剤店	右京区梅津徳丸町3番地 エリーフラッツ梅ノ宮1階	平成28年5月16日
訪問看護ステーションポシブルしも鴨	左京区下鴨芝本町24 グリーンウッド下鴨102	平成28年5月1日
ぐり～ん訪問看護ステーション	伏見区醍醐切レ戸町13番地の3	平成28年5月16日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)